

## 令和8年川南町教育委員会第2回定例会会議録

- 1 日 時 令和8年2月26日(木) 午前9時30分～午前11時
- 2 会 場 川南町生涯学習センター2階 委員会室
- 3 出席者 平野博康教育長、椎木祐司教育長職務代理者、日高美枝子委員  
染川龍子委員
- 4 欠席委員
- 5 関係職員 三好益夫課長、村中田博教育対策監、橋口実課長補佐、  
古小路祐一郎指導主事
- 6 議 事

○教育長

ただ今から令和8年川南町教育委員会第2回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより染川龍子委員を指名します。

○染川委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しており

ますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

したがって、原案どおり承認することに決定しました。

日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。1ページを御覧ください。2月の報告事項でございます。主なものを報告します。1日に町立図書館主催の水谷もりひと特別講演会in川南に出席しました。水谷氏は日本講演新聞の編集長を務められております。町民を元気づけてくれるような内容でした。9日に、天龍梅祭日神事に参加してきました。10日火曜日に河野知事との本音トークが開催されまして、知事と町民の代表10名の方と行われました。10名の中には、中学生が2名含まれておりました。国光原中学校の前生徒会長、唐瀬原中学校の現生徒会長が参加してくれ、教育支援、農業支援について堂々と意見を述べてくれました。同日の夜には、新中学校のワークショップ第1回目が行われました。11日水曜日祝日に生涯学習大会が開催されました。昨年に引き続き、表彰関係の後に文化連盟との共催で町民の方の発表をしていただきました。13日には、県教育委員会の来年度の新規・改善事業等の説明会に参加しました。18日には、学校運営協議会の全体会が開催されました。昨日が川南町学校給食会・共同調理場運営協議会、夜に新中学校ワークショップ2回目が行われています。本日、教育委員会定例会、午後から本年度最後の初期研修が行われます。本年度の初任者は1名です。3月の予定となります。6日に3月議会が開会します。9日、10日に一般質問。12日、25日に本会議が予定されています。14日土曜日に中学校卒業式、24日火曜日に小学校卒業式、翌日は小中学校の修了式及び離任式が行われます。26

日には、教職員の送別式、教育委員会定例会を予定しています。私からは以上です。次に、課長をお願いします。

○課長

1番目は小中学校の卒業式、2番目は入学式の出席者を仮に入れておりますので、御確認いただき変更の御要望があれば調整させていただきます。

3番目は、町議会3月定例会になります。会期については3月5日から3月25日までとなっています。一般質問についてです。北原議員より南海トラフ巨大地震発生時における教育委員会の対応についてということで通告がきています。

4番目は、春のコンサート2026についてです。開催内容については記載のとおりです。私からは以上です。

○教育長

次に、教育対策監をお願いします。

○教育対策監

よろしくお願いたします。それでは、主に開催いたしました校長会における協議・連絡事項に基づきまして、御説明いたします。

2ページです。県教職員人事異動のスケジュールや、コンプライアンスの徹底等につきまして、各校長へ周知をいたしました。また次年度に向けて学校として大きな変更をする場合は、PTAの執行部はもちろん、学校運営協議会やPTA総会などにおいて丁寧な説明をするようお願いをいたしました。

3ページです。学校訪問の際の資料作成について、前回の御意見を踏まえ、その対応

について説明いたしました。環境の整備状況について、学校から修繕等の要望箇所を写真とともに整理していただきます。また、教育委員の皆様への御要望や御提案につきましては、記載のとおり様式は自由としております。

4 ページです。人事異動に伴う対応依頼事項です。1 点目は児童生徒数の状況把握として、新たなマンション建設等に伴う入居時期の確認や、私立・附属中学校等への進学希望状況について、学校間で連絡を密にするよう求めています。2 点目は所属職員の状況把握についてです。特に異動対象者へのきめ細かな聞き取りや、産前産後休暇、結婚等の身上変更について、速やかに教育委員会へ報告するよう依頼しております。3 点目はへき地計画交流対象校への転任指導です。対象者が認識を持って異動に臨めるよう、1 月の一斉伝達につき、1 月中旬及び2 月上旬に個別に伝達を行い、3 段階での指導を徹底しております。

5 ページです。臨時的任用講師等の取り扱いについて御説明いたします。原則として同一校での勤務が5 年目となる講師、事務職員は3 年目で転出となりますが、学校運営上やむを得ない事情がある場合には協議書の提出を求めています。また、コンプライアンスに関しましても、服務規律の確保や体罰防止に向けた具体的な取り組み計画の策定を依頼しております。くわえて、他校との策定内容の情報共有を図るよう依頼しました。

6 ページです。先ほど御説明いたしました、任用期間が5 年を超過する臨時的任用職員に関する協議書の様式例です。複式学級編制の課題など、人材確保及び学校運営上の困難性を具体的に記載し、当該職員の継続任用が必要な理由を明確にするよう求めています。

ります。

7ページです。3月中旬の人事異動関連の日程です。校長会にて内申書を手交し、各学校において教諭・養護教諭等の一般異動の内示を行います。各校長においては、内示後速やかに報告を行い、転入予定者との連絡調整に入ることとしております。

8ページです。管理職についてです。3月中旬に全体説明の後、個別に伝達いたします。

9ページです。辞令交付式等の概要です。管理職及び退職校長等の辞令交付は3月下旬に行い、新規採用職員や他市町村等からの転入者の辞令交付は4月1日に行います。対象区分ごとに、場所と時間を明記しております。

10ページです。スケジュールの詳細です。9時10分より辞令交付式、9時30分より送別式を行い、その後10時15分より場所を移動して教育委員会定例会を開催する予定です。教育委員の皆様への案内は、お手元の資料に添えておりますので、後ほど御確認ください。

11ページです。前年度の出席者一覧です。退職・転任される校長先生方や、昇任等の対象となる教職員のお名前を記載しております。

12ページです。前年度の会場配置図です。サンA川南文化ホール2階研修室にて執り行います。

13ページです。進行案です。辞令の交付に続き、退職される先生方への感謝状の贈呈を行い、教育長よりお礼のあいさつという流れとしております。

14ページです。続いて行われます送別式の次第です。9時30分開式とし、町長、

議長より御挨拶をいただき、転出・退職される教職員をお送りいたします。

15ページです。送別式の座席表です。前年度は町外への転出者・退職者あわせて24名でした。

16ページです。4月1日の日程です。14時10分より辞令交付式、14時30分より着任式を行い、その後、新規採用職員等を含む第1回の初期研修及び校長会を開催いたします。

17ページです。辞令交付式の詳細です。今年度は、国光原中学校に新規採用職員1名を迎えました。

18ページです。辞令交付式の会場配置図です。

19ページです。具体的な流れと確認事項です。受付にて宣誓書への署名等を済ませた後、辞令交付、サービスの宣誓、教育長あいさつと続きます。

20ページです。当日の進行案です。

21ページです。宣誓書の様式です。日本国憲法を尊重し、全体の奉仕者として職務を遂行することを誓う内容となっております。

22ページです。14時30分より行われます着任式の次第です。町長、議長より御挨拶をいただき、町外からの転入者を歓迎いたします。

23ページです。座席表です。今年度は町外からの転入者18名を迎えました。

24ページです。新規採用職員への連絡案です。3月中旬の内示後、本人へ電話連絡をする際に伝えるべき事項をまとめております。

25ページです。各学校の年間行事予定をGoogleカレンダーに入力していただ

くよう依頼しております。主要行事を共有することで、教育委員会と学校間での日程調整の円滑化と教職員の負担軽減を図ります。

26ページです。卒業式、入学式などの儀式的行事の情報共有です。教育委員会告示や来賓祝辞、記念品授与の際の練習内容や起立・着席のタイミング等をGoogleカレンダーの説明欄に入力することで、来賓の皆様への事前説明資料としても活用でき、各学校における式の円滑な進行に寄与するものと考えております。

27ページから30ページです。最後は、学校管理職関連及び教育委員関連の今年度と来年度の年間計画案でございます。計画に基づき、見通しを持った学校運営及び教育行政を推進してまいります。私からの説明は以上です。

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第1号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第1号は、「川南町教育委

員会会計年度任用職員の休職の延長について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第1号は、川南町会計年度任用職員の休職期間を延長するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第5、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第2号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事

務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第2号は、「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第2号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。内容は記載のとおりです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第6、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第3号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事

務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第3号は、「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第3号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。内容は記載のとおりです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第7、議案第1号「川南町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則を定めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第1号「川南町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則を定めるについて」その提案理由を申し上げます。

議案第1号は、川南町立小学校及び中学校の施設を学校教育に支障のない範囲で、

町民の体力づくり及びレクリエーション活動に供することに関し必要な事項を定めるものです。従前にも同様の規則がありましたが、現状の運用に合わなくなったことなど整合が取れないということもあり、新たに規則を制定し、既存のものを廃止するものです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第1号「川南町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則を定めるについて」は、原案のとおり可決されました。日程第8、議案第2号「川南町スポーツ大会出場報奨金交付要綱の一部改正について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第2号「川南町スポーツ大会出場報奨金交付要綱の一部改正について」その提案理由を申し上げます。

議案第2号は、町のスポーツ振興及び町民のスポーツ活動に対する意識の高揚を図

るため、スポーツ競技の全国大会等に出場する町民又はスポーツ団体に対し、予算の範囲内で報奨金を交付することについて定められた川南町スポーツ大会出場報奨金交付要綱の一部を改正するものです。改正の内容としましては、報奨金の交付区分及び金額を見直しております。こちらは近隣の状況、現状に合わせて見直しを行うものです。具体的には、これまで対象大会の区分が全国大会又は九州大会となっておりますが、沖縄県は旅費が掛かるので、九州管内から除き全国の区分と同様にしています。それから、全体的に報奨金の額が近隣に比べて低いという現状でしたので、上げております。もう一点の改正は、これまで一人の方が何回大会に出ても報奨金が出ていましたが、今後は年に1回のみの交付となります。以上が主な改正点となります。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○日高委員

「報奨金の交付は、1会計年度につき、1回を上限とする。」と改正になるとのことですが、これまで、何回も交付を受けていた人が多かった現状があったのですか。

○課長

競技によっては、何度も交付を受けるものもありました。

○椎木委員

改正前の別表にあるスポーツ団体の一般とは、どのような定義になっていました

か。

○課長

県又は町の体育協会に加入又は登録している団体となっていました。

○染川委員

改正することで利用しやすくなるということですか。

○課長

改正することで利用が増えると断言はできませんが、これまでに比べ交付額が増えましたので、近隣並みには支給を受けられるようにはなると思います。

○椎木委員

町のスポーツ協会への加入要件があるということは、高校生は交付対象外になりますか。団体競技は厳しいと思いますが、個人競技でもダメということですか。

○課長

高校生は対象にならないと思います。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第2号「川南町スポーツ大会出場報奨金交

付要綱の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。日程第9、議案第3号「川南町学校支援員設置規程を定めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第3号「川南町学校支援員設置規程を定めるについて」その提案理由を申し上げます。

議案第3号「川南町学校支援員設置規程を定めるについて」は、川南町立小学校及び中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の支援体制の充実を図るため、学校支援員の設置に関し必要事項を定めるものです。内容につきましては、例規に定めているとおりでございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○日高委員

新規になりますか。

○課長

はい。

○日高委員

これまで学校支援員はいなかったのですか。

○課長

これまでは、次の議案に出てきます職務規程に定めていましたが、より明確にするため新たに制定したところです。

○椎木委員

これまで、要望に対してどの程度充足しているのですか。

○課長

御要望どおりには、配置しているところです。来年度も追加の要望があがっておりますので、募集をかけております。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第3号「川南町学校支援員設置規程を定めるについて」は、原案のとおり可決されました。日程第10、議案第4号「川南町教育委員会会計年度任用職員に関する職務規程の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第4号「川南町教育委員会会計年度任用職員に関する職務規程の一部改正につ

いて」その提案理由を申し上げます。

議案第4号は、川南町教育委員会会計年度任用職員に関する職務規程の一部を改正するものです。内容といたしましては、学校支援員の職務内容を教育委員会が別に定める業務に関するものと定め、先ほど議決いただきました川南町学校支援員設置規程に委任するものです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第4号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第4号「川南町教育委員会会計年度任用職員に関する職務規程の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。日程第1  
1、議案第5号「就学学校指定変更申請の承諾について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第5号「就学学校指定変更申請の承諾について」その提案理由を申し上げます。

議案第5号は、川南町通学区域規則第4条の規定に基づき申請のあった就学学校指定変更申請について承諾するものになります。内容につきましては、別紙申請書のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第5号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第5号「就学学校指定変更申請の承諾について」は、原案のとおり可決されました。日程第12、「その他」に入ります。まず、事務局から連絡等があればよろしく願います。

○課長

ありません。

○教育長

教育委員の皆様から何かございませんか。

〔「ありません」と言う声あり〕

他になければ次回定例会の日程についてお諮りします。今回は、3月26日としてよ

ろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、3月26日木曜日に行うことと決定しました。これで、令和8年第2回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和8年3月26日

川南町教育委員会 教育長

平野博康

川南町教育委員会 教育委員

染川龍子